



ピューールベースボールクラブ

規 約

■ 活動方針

第1条【名称】

この団体を『ピュールベースボールクラブ』と称する。本クラブは特定非営利活動法人 全日本少年硬式野球連盟に所属し、活動する中学生の硬式野球チームである。

*『ピュール』とは、フランス語で『純粹』という意味にあたります。

名前の由来は創部の目的にあります。野球の指導を通じて社会貢献をするために、我々の社会人経験を生かし、青少年の育成に携わることです。一つのことに心をかたむけ、常に一生懸命に取り組む姿を理想とする、そんな若者を育成するべくしてつけたチーム名です。

第2条【所在地】

このクラブを次の所在地に置く。

(事務局) 〒601-8477 京都市南区八条源町 68-5

第3条【目的】

(基本理念) 野球を通じて自立心を養い、純粋な心を育てるための育成活動

(指導方針) ・野球における基本動作練習の徹底
・成長期に伴うスポーツ障害予防及び体力の器を広げるためのコンディショニングの徹底

第4条【役員】

(チームスタッフ)

- ・代表 : 村上光男 (平安高校硬式野球部—社会人丸勝)
- ・副代表 : 佐々木芳久 (京都産業大学)
- ・副代表 : 床尾尚男 (大谷大学硬式野球部)
- ・監督 : 横山恵一郎 (大産大高校—社会人丸勝)
- ・コーチ : 中村信治 (岐阜南高校—社会人丸勝)
- ・コーチ : 池田雅人 (伊香高校硬式野球部—社会人丸勝)
- ・コーチ : 糸智至 (平安高校硬式野球部—三菱製紙軟式野球部監督)
- ・コーチ : 高野嘉文 (平安高校硬式野球部)
- ・広報 : 品川昌彦 (綾部高校)

(保護者会)

- ・保護者会長 (年度毎に選出)
- ・ 〃 副会長 (年度毎に選出)
- ・ 〃 会計 (年度毎に選出)

第5条【設立】

本クラブの設立年月日は平成21年(2009年)4月1日とする。

第6条【活動】

(指導者) 1項 基本、レギュラー・ジュニア・Sジュニアがあり学年で分けがあるがレギュラーにおいては、チームにおける代表選手と言うレギュラーと考え、2年生、1年生であっても、監督、コーチが実力が有るとみとめればレギュラーチームにベンチ入りできる。

2項 監督以下コーチ陣はミーティングにより意思の疎通をはかり情報を共有し、選手に迷いが生じないように、共通項を持って指導することに心掛ける。

3項 選手が怠慢、怠惰を繰り返しチームに悪影響をおよぼすと判断した場合、その選手を退去させることができる。

4項 グランド施設等で不具合や危険と思われる箇所を発見した場合は速やかに改善協力を保護者に依頼できる。

(保護者) 1項 上記4項の依頼があった場合は速やかに協力する。

2項 練習内容等、選手起用等、チーム編成については監督に一任する

第7条【財務】

活動にともなう必要な諸経費を会計が管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。

また、経費として部費を遣う場合は代表に許可を得る

第8条【頭髪】

バリカンによる丸刈りであり10mm以内の刃で一律に刈るものとする。

注：ハサミで刈ること、及び髪の毛の長さを部位により変えたり段をつけることは禁止とする。

第9条【苦情等】

活動上の問題、保護者間のトラブル等、内容のいずれを問わず、まず学年のリーダーに報告をし、そこから保護者会長に話を上げるものとし、保護者会長を通じスタッフに話を上げるものとする。

注：保護者間個々において話をすることは、内容のいずれを問わず原則禁止とする。

第10条【遠征費】（遠隔地への公式戦及び練習試合）

1項 交通費

観光バス及びマイクロバスチャーターにともなう費用の一部をその都度徴収する。

- ・ 宿泊をともなう遠征の場合：4. 000円/1名
- ・ 日 帰 り 遠 征の場合：2. 000円/1名

2項 宿泊費

費用の一部をその都度徴収する。

- ・ 宿泊をともなう遠征の場合の宿泊代として：5. 000円/1名

第11条【配車・乗り合い】

基本、会長より指示のあった通りに従うこと。

（事故、経費、先方の事情考慮の上の指示であることを理解）

第12条【甲子園出場】

色んなケースが考えられる。その都度対処 代表一任

第13条【合宿】

7月の3連休

第14条【学校生活】

学業をおろそかにせず、真面目に取り組み、ピュールベースボールクラブの理念に基づき模範的行動を心掛ける。

第 15 条【仲間】

いろいろな広範囲な地域からの出会いの集団チームであるため、一人一人がお互いを理解しあい強い仲間意識をもつこと。この出会いをすばらしいものとするために、お互いが切磋琢磨し友情を育む。

決していじめなどあってはならない。

またインターネットを使って個人的なことで誹謗中傷するようなことは決してあってはならない。

チームの活動中、学校生活、私生活において、上記に該当すると思われる行動言動があったと判断した場合は除名処分の対象とする。

第 16 条【改正】

この規約は時世の流れの変化にともない、役員協議、同意をもって改正することができる。

第 17 条【規約施行日】

本規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違いないことを証明します。

京都市南区八条源町 68-5

ピュールベースボールクラブ

代表者 村上光男